ＩＳＭＳ登録組織遵守事項

２０２５年７月

一般財団法人電気通信端末機器審査協会

ＩＳＭＳ審査登録センター

ＩＳＭＳ登録組織遵守事項

第１８版

制定:２００３年１０月２３日
改定:２０２５年　７月２３日

第１７版からの変更点の概要

登録証の電子媒体化（ＰＤＦ）に伴い以下を見直し

・１．（３）登録証の管理

紙の登録証から電子媒体（ＰＤＦ）の管理方法に変更

目　次

1. ISMS登録の基本事項 3
(1) 登録内容 3
(2) 登録の有効期限 3
(3) 登録証の管理 3
2. 登録の公表、登録証の使用ならびにISMS登録マーク及び認定シンボルの使用 4
(1) 登録の公表 4
(2) 登録証の使用 4
(3) 登録マーク及び認定シンボルの使用 4
(4) 登録の公表、登録証の使用ならびに登録マーク及び認定シンボルの使用にあたっての注意事項 4
3. 登録後の維持管理 5
(1) 維持審査 5
(2) 更新審査 7
(3) 臨時審査 8
(4) 登録内容の変更 8
(5) 組織に対する苦情、インシデントへの対応 11
4. 登録の返上 11
5. ISMS認証制度に係わる基準文書の改定への対応 12
6. 苦情、異議申立て 12
(1) 苦情 12
(2) 異議申立て 12
7. ISMS審査報告書の所有権について 12
8. 本文書の扱い 13

1. ISMS登録の基本事項

一般財団法人電気通信端末機器審査協会　ＩＳＭＳ審査登録センター（以下当センターという）によるＩＳＭＳ登録審査における審査が終了し、「登録」と決定された後に、当センターの登録組織として、以下のとおり登録されます。

(1) 登録内容

当センターでのＩＳＭＳの登録項目は下表左欄のとおりで、これらの内容が登録証に記載されます（電話番号及びＦＡＸ番号を除く）。なお、認定機関（情報マネジメントシステム認定センター（ISMS-AC））での登録項目との対応は以下のとおりとなります。但し、登録更新日と登録変更日は、登録証にのみ記載されます。

	当センター	認定機関
登録項目	登録組織名	組織名称
		組織部門名称
	所在地	所在地
	電話番号	－
	ＦＡＸ番号	－
	適用規格	認証基準
	登録番号	認証登録番号
	登録範囲	登録範囲
	関連事業所所在地	
	適用宣言書	
	登録日（初回登録日）	初回登録日
	登録変更日	－
	登録更新日	－
	有効期限	有効期限
	前回の認証周期の有効期限と更新審査実施日（該当の場合）	－

(2) 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日より３年間です。また更新審査により、３年ごとの更新が可能です。

(3) 登録証の管理

当センターは、登録組織に対して登録証の電子媒体（ＰＤＦ）を送付します。（ご希望に応じて発行する英文版も同様です）。登録証の所有権は当センターに帰属するものとします。

組織の管理のもとで、印刷した使用、Web ページへの掲載は問題ありませんが、旧版を使用しないように管理してください。

登録後、登録内容が変更になった場合は、新しい登録証の電子媒体（ＰＤＦ）を送付しますので、遅滞なく旧版と差し替え、旧版データの消去と印刷物の廃棄をお願いいたします。

2. 登録の公表、登録証の使用ならびにISMS登録マーク及び認定シンボルの使用

登録組織は、登録の有効期間中、登録の公表、登録証の使用ならびにＩＳＭＳ登録マーク（当センター発行のマーク、以下登録マークという）及び認定シンボル（認定機関発行のシンボル、以下認定シンボルという）の使用が認証登録の有効期限内で認められます。また、有効期間内で更新手続きを完了した場合は更新された期間内で継続して公表及び使用が認められます。

(1) 登録の公表

登録組織は以下の手段により登録を公表されます。認証機関はＩＳＭＳの基本事項に係わる情報を原則公表することとなっておりますので、予めご了承願います。

Ａ．当センターホームページ

https://www.jate.or.jp/jp/isms/

Ｂ．認定機関ホームページ（希望による）

https://isms.jp/

また、登録組織自身が登録を対外的に公表することもできます。

(2) 登録証の使用

登録証は拡大、縮小以外の修正をしないことを条件として、登録組織内での表示、宣伝用資料、ホームページ等への掲載に使用することができます。

(3) 登録マーク及び認定シンボルの使用

登録マーク及び認定シンボルは、認証された範囲で認証登録の有効期限内においてのみ、説明書、宣伝用資料、ホームページ、パンフレット、封筒、名刺等への表示で使用することができます。

登録マーク及び認定シンボルの使用上の注意事項については下記を、また、表記、印刷上の注意事項については、別紙１～３をご確認下さい。

(4) 登録の公表、登録証の使用ならびに登録マーク及び認定シンボルの使用にあたっての注意事項

ＩＳＭＳの認証は情報セキュリティマネジメントシステムに対してのみ行われたものであり、製品や特定の場所のセキュリティ対策に対して行われたものではありません。したがって、製品または特定の場所が認証されているような印象・誤解を与えないように、登録組織は登録の公表、登録証の使用ならびに登録マーク及び認定シンボルの使用にあたっては十分ご注意下さい。たとえば、登録マーク及び認定シンボルを製品あるいはその包装物（試験所や検査機関における試験・検査報告書も含む）、システム機器、特定の部屋や特定のコンピュータ室の入り口、什器などへ表示することは決して行わないで下さい。

また、登録を公表、登録マーク及び認定シンボルを使用する場合は、認証された範囲について、誤解を与えないようにして下さい。

具体的には、下記を参考に範囲を表示することが望まれます。

・パンフレットや説明書などに使用する場合、認証された範囲を明記する。
・ホームページ等に表示する場合、認証された範囲を表示する。
・名刺に使用する場合、認証された範囲の業務に直接携わっている者のみに使用を限定する。
・登録範囲が組織全体ではなく組織の一部の場合で、その組織全体の長が名刺に使用する場合は、登録範囲が部分的であることを明確にする。
・登録範囲外の業務や組織が含まれるような印象を与えるような使用は行わない。

なお、登録マーク及び認定シンボルを使用しないで名刺等に登録の公表（認証の引用）を行う場合は、マネジメントシステムの種類、適用規格、認証機関名または登録番号(JATE-ISXXXX)を、また登録範囲が組織全体ではなく組織の一部の場合は、その登録範囲も明記して下さい。
上記内容に違反するような使用が行われたことが判明した場合には、当センターは是正処置を講じていただくように警告致します。
違反が故意に行われた場合、悪質であると当センターが判断した場合、登録の維持が不適切であると当センターが判断した場合または事前の警告にもかかわらず是正処置が講じられなかった場合には、その程度により【登録の一時停止】もしくは【登録の取消し】を行い、違反事実を公表することがありますのでご注意下さい。
なお、登録の一時停止となった場合、一時停止期間中の登録組織自身での登録の公表、登録証の使用ならびに登録マーク及び認定シンボルの使用はできません。

3. 登録後の維持管理

登録組織は、登録の有効期間中、ＩＳＭＳの維持に努めなければなりません。また認証機関は維持審査、更新審査等の手段により、定期的に登録組織のＩＳＭＳの適合性を評価することとなっています。

このため、登録組織は以下のとおり当センターの実施する維持審査（更新の場合は更新審査）を受審していただくとともに、登録条件の変更が生じる場合には遅滞なく諸手続きをしていただくことになります。

(1) 維持審査

維持審査は、登録有効期間中１年毎に１回実施します。

①維持審査の実施

a）実施日程の決定

・ 登録後、初回の維持審査は、初回登録月の１年後の前３カ月から初回登録日の１２か月を超えない範囲で実施します。
・ 登録後２回目以降の維持審査については、原則として登録日または更新日の前３カ月から後１カ月の間に実施します。
（例：登録月が４月の場合は、１月から５月の間に実施）

・ 実施予定月の４カ月前に日程調整の通知を送付しますので、希望日程のご回答をお願い致します。
・ ご回答に基づき調整の上、実施予定月の原則２カ月前に日程を通知致します。

b）審査チームの決定
・ 原則として実施日程の１カ月前までに、審査チーム編成（案）を審査員の略歴とともに通知しますので、承諾か否かのご回答をお願い致します。
・ 正当な理由を伴う審査員の忌避申立てがあった場合は、審査チームを編成し直しますので、再度承諾か否かのご回答をお願い致します。
・ 育成審査員やオブザーバの審査参加、審査員の力量評価を目的とした当センターによる立会のご依頼をさせていただく場合がありますので、その際はご協力お願いいたします。

c）ＩＳＭＳに関する文書化した情報の提出
・ 実施日程の３週間前までに当センターにＩＳＭＳに関する文書化した情報をご提出いただきます。提出していただく文書等は、登録審査時と同様ですが、詳細は審査開始の２ヶ月前を目安に審査担当より連絡いたします。

d）審査計画書の送付
・ 原則として実施日程の１週間前までに審査計画書を送付致します。維持審査における確認対象は当センターで事前に設定しておりますが、登録組織側から特に確認が必要な対象について要望がある場合には、審査日程を通知した際にご連絡ください。

e）審査実施結果の判定
・ 審査実施結果については、審査終了日から２ヶ月以内に判定委員会を開催し、審査チームリーダー等の報告に基づき審議、判定し、結果を文書で通知致します。なお、審査終了日から２ヶ月以内に開催できない場合は別途通知させていただきます。
・ 不適合事項が検出された場合には、内容に応じた是正処置を要請致します。不適合事項の内容により、書類で確認するか、または実地審査により確認させていただきます。
適切に是正処置が講じられれば、ＩＳＭＳは【登録の継続】となります。
・ 登録維持が不可と判断されるような重大な不適合事項が検出された場合、または是正処置が講じられない場合、問題の程度によって【登録の一時停止】もしくは【登録の取消し】となることがあります。
・ 【登録の一時停止】から復帰させる条件を満たした場合は、【一時停止からの復帰】となります。

f）その他
・ 認定機関による審査への立会希望が出た場合はご協力をお願い致します。

【注意事項】

受審組織の都合により、定められた期間内に維持審査が実施できなかった場合、【登録の

一時停止】となることがありますのでご注意下さい。

(2) 更新審査

ＩＳＭＳ登録の有効期限は登録日（初回もしくは更新）より３年間です。３年経過して登録組織が引き続いて登録を希望される場合は、所定の手順により登録継続のための更新審査を実施致します。なお、更新後の維持審査は「(1)②維持審査の実施」に準じて実施致します。

①更新審査の実施

a) 更新意思の確認及び実施日程の決定

・ 原則として登録後３、６、９・・・・年目の有効期限日に対応する月の３カ月前から登録証の有効期限日の１カ月前までに更新審査を実施します。なお、登録証の有効期間内に判定委員会を開催し登録更新の判定を実施する必要があるため、登録証の有効期限の１か月前までに受審されるようお願い致します。
（例：有効期限が４月２０日の場合は、原則として１月初めから３月２０日までに審査完了）

・ 更新予定月の６カ月前に更新審査に関する通知を送付し、更新の意思を確認させていただきますので、更新を希望される場合には更新審査の希望日程のご回答をお願い致します。

・ ご回答に基づき調整の上、実施予定月の原則２カ月前に日程を通知致します。また更新を希望されない場合は、登録の返上処理に移ります。

b) 審査チームの決定

・ 原則として実施日程の１カ月前までに審査チーム編成（案）を審査員の略歴とともに通知しますので、承諾か否かのご回答をお願い致します。

・ 正当な理由を伴う審査員の忌避申立てがあった場合は、審査チームを編成し直しますので、再度承諾か否かのご回答をお願い致します。

・ 育成審査員やオブザーバの審査参加、審査員の力量評価を目的とした当センターによる立会のご依頼をさせていただく場合がありますので、その際はご協力お願いいたします。

c) ＩＳＭＳに関する文書化した情報の提出

・ 実施日程の３週間前までに当センターにＩＳＭＳに関する文書化した情報をご提出いただきます。提出していただく文書等は、登録審査時と同様ですが、詳細は審査開始の２ヶ月前を目安に審査担当より連絡いたします。

d) 審査計画書の送付

・ 原則として実施日程の１週間前までに審査計画書を送付致します。計画に対するご希望がある場合には、協議・調整させていただきます。

e) 審査実施結果の判定

・ 審査実施結果については、審査終了日から２ヶ月以内かつ登録の有効期限内に判定委員会を開催し審査チームリーダー等の報告に基づき審議、判定し、結果を文書で

通知致します。

・ 不適合事項が検出された場合には、内容に応じた是正処置を要請致します。不適合事項の内容により、書類での確認または実地審査で確認させていただきます。
適切に是正処置が講じられれば、ＩＳＭＳは【登録の更新】となります。

・ 登録更新が不可と判断されるような重大な不適合事項が検出された場合、または是正処置が講じられないような場合、問題の程度によって【登録の更新不可】もしくは【登録の更新保留】とすることがあります。

・ 上記の場合、６か月以内に当該の問題を解決すれば【登録の復帰】とすることが可能です。

・ 【登録の更新】または【登録の復帰】と判定された場合、登録証を更新し送付致します。

f）その他

・ 認定機関による審査への立会希望が出た場合はご協力をお願い致します。

【注意事項】

受審組織の都合により、定められた期間内に更新審査が実施できなかった場合、【登録の更新不可】（登録の失効）となることがありますのでご注意下さい。

(3) 臨時審査

登録組織の登録の維持が不適切と当センターが判断した場合や登録組織のＩＳＭＳに大幅な変更が生じた場合等で、単独で審査が必要と判断される場合には、登録組織と協議のうえ臨時審査を実施させていただくことがあります。

この審査において登録維持が不可と判断されるような重大な不適合事項が検出された場合、または是正処置が講じられないような場合、問題の程度によって【登録の一時停止】もしくは【登録の取消し】となることがあります。

(4) 登録内容の変更

登録証に記載されている登録内容に以下に示すような変更が生じた場合は、遅滞なく「ＩＳＭＳ変更届」（様式３）にＩＳＭＳに関する文書化した情報（変更内容を反映したもの）及び必要に応じ変更に関する資料を添付して当センターに送付して下さい。当センターは変更内容を確認し、必要により拡大審査、臨時審査等を実施します。変更が可能であると判断した場合は、必要により登録証を再発行し、認定機関に変更内容を報告します。なお、登録証の再発行には、登録変更料を請求させていただきます。

「ＩＳＭＳ変更届」の提出が必要な変更

- ➢ 登録活動範囲の変更（縮小を除く）
- ➢ 登録活動範囲の縮小
- ➢ 組織名称の変更

- 経営陣の変更
- 施設及び所在地の変更
- その他の事項の変更（株主の大幅な変更、商業上の地位の変更等）

そのいくつかの事例について、処理手順を以下に示します。

①登録範囲を拡大する場合

【事例】対象業務あるいは対象組織を追加

- 登録範囲を拡大する場合は、実施予定日の３カ月前までに「ＩＳＭＳ変更届」（様式３）に必要に応じ拡大内容に関する資料を添付して、当センターに送付して下さい。
- 当センターでは、下記の条件から拡大対象が現登録範囲の拡大で処理可能と判断できる場合、変更届を受理し、その後拡大審査を実施致します。
  - 対象業務、活動あるいはサービスの拡大の場合、それらが現登録範囲と組織上同様な管理体制下にあること。（同一立地内、もしくは同一立地内ではないが同一管理者の指揮命令系統の下で物・情報の流れが同一立地と見なせる場合）
  - 対象組織の拡大の場合、現登録業務の範囲と同じか同様な管理方法の業務を行っていること。
- 拡大審査は、通常維持審査（または更新審査）に合わせて実施致します。
- ただし拡大範囲が大きい場合や維持審査等の日程に合わない場合は、維持審査等とは別に拡大審査を実施することも可能です。
- 審査の実施日程及び内容については、事前に登録組織と協議させていただきます。
- 実施日程の３週間前までに当センターにＩＳＭＳに関する文書化した情報をご提出いただきます。提出していただく文書等は、登録審査時と同様ですが、詳細は審査開始の２ヶ月前を目安に審査担当より連絡いたします。
- 当センターは提出されたＩＳＭＳに関する文書化した情報の拡大内容について確認します。
- 審査では拡大対象について、登録審査と同様の手順（リスクアセスメントの見直し、ＩＳＭＳに関する文書化した情報の見直し、拡大部分の内部監査・マネジメントレビュー実施についての確認は必須。）で組織のＩＳＭＳを確認します。
  また合わせて現登録条件との業務上の関係も確認致します。
- 審査結果については審査終了日から２ヶ月以内に判定委員会を開催し、審査チームリーダーの報告に基づき審議され、現登録範囲の拡大が可能と判定されれば登録内容を変更します。なお、審査終了日から２ヶ月以内に開催できない場合は別途通知させていただきます。

【注意事項】

登録範囲の拡大を対外的に公表する場合は、必ず、上記手続きが完了して新登録証を受け取った後に実施して下さい。これに違反した場合は【登録の取消し】となることがありますのでご注意下さい。

②登録範囲を縮小する場合

【事例】業務、活動あるいはサービスの内から一部分を削除

- 登録範囲を縮小する場合は、実施予定日の１カ月前までに「ＩＳＭＳ変更届」（様式３）、ＩＳＭＳに関する文書化した情報（縮小内容を反映したもの）及び必要に応じ縮小内容に関する資料を添付して、当センターに送付して下さい。
- 当センターでは、縮小内容を確認した後、変更届を受理し事務処理を行います。
- 登録範囲を縮小する場合、原則として単独の審査による確認は行わず、縮小によるＩＳＭＳ運営上の影響について縮小後の最初の維持審査（または更新審査）時に確認致します。
- ただし、縮小の内容により、単独で審査を行うこともあります。

【注意事項】

登録範囲の縮小を行った場合は、公表文、引用、登録マークの表示等で縮小対象範囲を示す部分は早急に修正を行って下さい。ただし既に市場に出回って回収・修正が不可能なものについては不要です。また縮小後、縮小部分の登録を引き続き維持しているような印象を与える公表、表示等を禁止致します。これに違反した場合は登録が取り消されることがありますのでご注意下さい。

③施設の所在地を変更する場合

【事例】現登録の事業所を他の場所へ移転

a）設備、場所、建物、人員等の条件がＩＳＭＳ運営の重要な要素である場合の変更

- 移転実施予定日の３カ月前までに「ＩＳＭＳ変更届」（様式３）に必要に応じ移転内容に関する資料を添付して、当センターに送付して下さい。
- 移転先での条件の変更状況及びＩＳＭＳの運用状況を臨時審査で確認させていただきます。またこの審査では移転に伴うリスクアセスメントの見直し、ＩＳＭＳに関する文書化した情報の見直し、変更部分の内部監査・マネジメントレビュー実施についても確認します。
- 審査の実施日程及び内容については、事前に登録組織と協議させていただきます。
- 審査結果については、審査終了日から２ヶ月以内に判定委員会を開催し、審査チームリーダーの報告に基づき審議され、現登録内容の継続または変更が可能と判定されれば移転前の登録を移転先に引き継ぐことができます。なお、審査終了日から２ヶ月以内に開催できない場合は別途通知させていただきます。

b）ＩＳＭＳ運営上、技術的変更がないと判断される場合の変更

- 経営者の事務所や管理業務を行う事務所のみの移転等、ＩＳＭＳ運営上、技術的変更がないと判断される場合は、個別に対応を協議致します。

【注意事項】

ＩＳＭＳ登録の事業所を移転された場合、登録の継続または変更が実施されるまでは、移転先において登録が継続されていることを示す表示や引用は禁止致します。

(5) 組織に対する苦情、インシデントへの対応

当センターが第三者から登録組織に関する苦情を受けた場合、または登録組織のＩＳＭＳに関連するインシデントがマスメディア等で公表され、当センターがその情報を入手した場合、当センターより「ＩＳＭＳに関連する苦情またはインシデントに対する調査依頼」（様式１）で状況についての調査を依頼致します。登録組織は、「ＩＳＭＳに関連する苦情またはインシデントに対する調査回答」（様式２）を用いて遅滞なく回答してください。その結果、協議のうえ臨時審査を実施させていただく場合があります。調査回答が得られなかったような場合や臨時審査の結果、登録の維持が不適切と判断された場合、【登録の一時停止】もしくは【登録の取消し】となることがあります。

また、登録組織が直接第三者から受けたＩＳＭＳに関する苦情については、登録組織のＩＳＭＳの是正処置に関する文書化した手順にしたがって、その苦情の内容とそれに対する是正処置を記録し、その記録を保管して下さい。さらに登録組織が必要と判断した場合（例えば、苦情の処理が法律で要求されているような場合）は、その内容を速やかに当センターに報告して頂きます。

4. 登録の返上

登録組織の判断で登録を返上する場合は以下のとおり処理致しますので、当センターにご連絡願います。

登録組織においてＩＳＭＳ登録の継続が不要になった場合、当センターまでご連絡ください。連絡後、当センターより、「ＩＳＭＳ登録返上通知書」を送付いたしますので、必要事項を記入頂き、ＩＳＭＳの経営者の署名または捺印の上、当センターまでご返送ください。

当センターは通知書を受理後、登録の取消しの手続きを行い、当センターのホームページで公表を行います。また、認定機関に登録の取消しを報告します。

登録組織は、登録の返上に合わせて登録証を当センターに返却し、「ＩＳＭＳ登録組織遵守事項」（本書）を廃棄してください。

登録の取消し手続が完了した後に、契約解除の手続に移ります。

【注意事項】

登録返上後は、登録されていることを示す表示や引用は、直ちに削除して下さい。ただし既に市場に出回って回収・修正が不可能なものについては不要です。また、登録を返上されても登録されていたという事実は抹消されませんが、過去に登録されていたことを引用して、登録を

継続しているかのような印象を与える表示や引用は厳禁です。

5. ISMS認証録制度に係わる基準文書の改定への対応

適用規格や当センターの認証の手順等、ＩＳＭＳ認証制度の基準文書が改定された場合、登録組織及び認証機関の両方に影響が出てきます。当センターは、登録組織に対する情報提供として基準文書が改定された場合、内容について連絡致しますので、対応が必要となる場合は、処置をお願い致します。その場合の手順は、以下のとおりです。

- ＩＳＭＳ認証制度に係わる基準文書が改定された場合は、当センターから登録組織に対して改定内容及び対応方法を「ＩＳＭＳ認証制度に係わる基準文書の改定について」（様式４）で連絡致します。
- 登録組織は、改定内容を通知で確認して対応方法が明示してある場合は、それにしたがって処置をして下さい。提示された処置を講ずることに問題がある場合には、当センターにご連絡下さい。別途、協議させていただきます。
- 基準文書の改定に伴う対応状況の確認は、原則として次回以降の適当な維持審査または更新審査時に行います。確認要領等は事前に登録組織と協議致します。
- 維持審査等で確認した結果、改定事項に対する処置状況に問題がなければ登録を継続致します。

6. 苦情、異議申立て

お客様は、当センターに対して苦情、異議申立てを提出することができます。

(1) 苦情

当センターの業務の進め方や審査方法等、認証業務に対して不服、不満があるような場合、文書または口頭で当センターに苦情を提出することができます。

上記の場合、当センターは所定の手続きをとり、その内容を調査し、調査結果等を必要な場合には是正処置案も含め文書により、お客様にご回答致します。

(2) 異議申立て

審査において検出された不適合事項等の審査結果、登録や登録の継続等の可否についての決定または登録の一時停止、登録の取消しの決定に対し不服があるような場合、文書により当センターに異議申立てを提出することができます。この場合、当センターは所定の手続きをとり、必要により紛争処理委員会を開催し、解決策等を文書によりお客様にご回答致します。

7. ISMS審査報告書の所有権について

審査おいてご提出させて頂いたＩＳＭＳ審査報告書の所有権は当センターに帰属するものとします。

8. 本文書の扱い

本文書は認証機関からの要求事項となります。JIS Q 27001 の「「7.5.3 文書化した情報の管理」の組織が必要と決定した外部からの文書化した情報」としての管理をお願い致します。

以上

【お願い】貴組織において、当センターとの連絡担当者または請求書発行先が変更になりました際には、お手数ですが様式５にて当センターにご連絡いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

ＩＳＭＳ登録マークの表記、印刷上の注意

１．登録マークの表記

一般財団法人電気通信端末機器審査協会 ＩＳＭＳ審査登録センターのＩＳＭＳ登録マークは、図１に示すようにマーク部、名称部及び登録番号よりなっています。なお、登録マークを表示する場合は、登録番号とともに表示をしてください。また、必要に応じて適用規格名を併記することも可能です。

さらに、当センターの登録マークを変える印象を与えるような表記は行わないで下さい。

図１

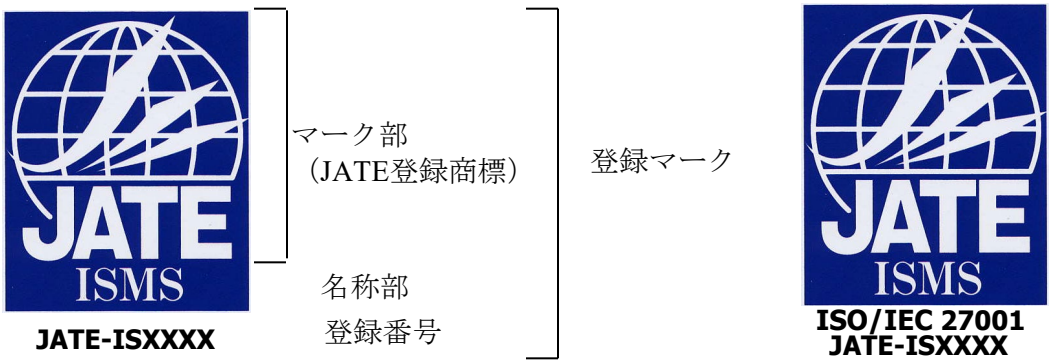

（適用規格名を併記した例）

２．登録マークの印刷上の注意

（１）登録マークの色

マーク部の指定色は、ＤＩＣ：ＤＩＣ ２２２またはプロセスカラー：Ｃ１００％＋Ｍ８０％＋Ｋ１０％とし、文字と図柄は白ヌキとします。登録番号の指定色は黒とします。

単色または２色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。

背景色が濃い場合等でマークが見えづらい場合に限り、指定色部分と白ヌキ部分を反転することができます。この際、登録番号は白としてください。

（２）登録マークの大きさ（縮小、拡大）

登録マークを縮小、または拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部、登録番号を図１と同一比になるようにしてください。また登録番号は必ず表示し、縮小により文字が不明確にならないようにしてください。

認定シンボルの表記、印刷上の注意

１．認定シンボルの表記

情報マネジメントシステム認定センターの認定シンボルは、図１に示すように認定機関のロゴ、認定種別／認定番号よりなっています。なお、認定シンボルを表示する場合は、 ISMS-ACロゴ及び認定種別及び認定番号の表示をしてください。

図１

２．認定シンボルの印刷上の注意

（１）認定シンボルの色

指定色は、原則としてＤＩＣ：ＤＩＣ２２０またはプロセスカラーＣ１００％＋Ｍ７０％とします。

ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として、ＷＥＢカラースライダーで指定の場合、００３３９９とし、ＲＧＢカラーで指定の場合、Ｒ＝０００，Ｇ＝０５１，Ｂ１５３とします。

単色または２色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。また、背景色が濃い場合等でマークが見えづらい場合に限り、指定色部分と白ヌキ部分を反転することができます。

（２）認定シンボルの大きさ（縮小、拡大）

認定シンボルを縮小、または拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後の各部の寸法を図１と同一比になるようにしてください。また、各部が不明確にならないようにしてください。

（３）認定シンボルの印刷位置

登録マークと認定シンボルが同一のＩＳＭＳ適合性評価制度に基づくものであることを分かりやすくするため、登録マークと認定シンボルは並べてください。他のマーク等が隣接して登録マークと認定シンボルの関係が明確にならない場合は、登録マークと認定シンボルを一つの枠で囲む等により明確に他のマークと分離して識別してください。別紙３に表示例を示しています。

なお、認定シンボルを単独で使用することはできません。

ＩＳＭＳ登録マークと認定シンボルの併記例

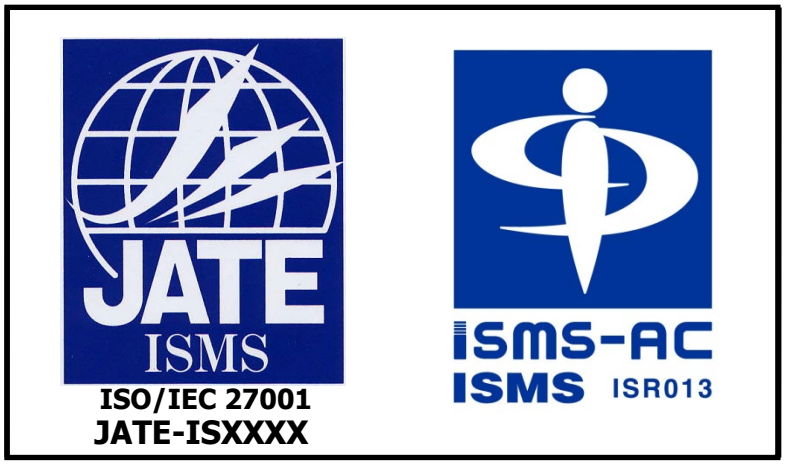

（様式 1）　　IE03-18

JATE-IS　-
年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

ＩＳＭＳに関連する苦情またはインシデントに対する調査依頼

（一財）電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター
センター長

貴組織のＩＳＭＳの維持状況に関しまして、下記の状況が発生しておりますので、至急内容の調査及び当センターへの報告をお願いいたします。

記

１．種別
　①　当センターが受けた第三者からの苦情
　②　マスメディア等で公表されたインシデント

２．当センターの把握している状況

３．回答期限
　　年　　月　　日

ご不明な点は下記にお問い合わせ下さい
（一財）電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター
業務担当
Tel.03-5786-4320

（様式２）　　IE03-18

年　　月　　日

一般財団法人電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター　行

ＩＳＭＳに関連する苦情またはインシデントに対する調査回答

ＩSMS登録番号	（登録日　　年　月　日）		
登録組織名			
連絡担当者		TEL	－　　－

１．調査対象種別
　①　ＪＡＴＥ　ＩＳＭＳ審査登録センターが受けた第三者からの苦情
　②　マスメディア等で公表されたインシデント

２．事象発生組織
　①　ＪＡＴＥにおけるＩＳＭＳ登録組織
　②　社内のそれ以外の組織
　③　社外の組織
　④　発生の事実なし

３．調査結果

（様式３）　　IE03-18

年　　月　　日

一般財団法人電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター　行

ＩＳＭＳ変更届

ＩSMS登録番号	（登録日　　年　月　日）		
登録組織名			
連絡担当者		TEL	－　　－

１．変更項目（該当項目を○で囲んで下さい）
　1）登録活動範囲の変更（縮小を除く）
　2）登録活動範囲の縮小
　3）組織名称の変更
　4）経営陣の変更
　5）施設及び所在地の変更
　6）その他の事項の変更

２．変更内容

旧 内 容	
新 内 容	＊変更内容がわかる資料を添付してください
変 更 理 由	＊必要に応じ別紙を添付しても結構です
変更実施時期	年　　月　　日（予定）
ISMS 文書等の改定	□　改定あり　　□　改定なし

（様式４）　　IE03-18

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

ＩＳＭＳ認証制度に係わる基準文書の改定について

（一財）電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター
センター長

ＩＳＭＳ認証制度に係わる基準文書が次のとおり改定されました。改定に伴い必要な処置は以下のとおりですので、対応方宜しくお願い致します。

1．基準文書名

2．改定内容、改定日等

3．改定に伴うＩＳＭＳ登録組織の対応

1）今回の改定に対する対応は不要です。

2）今回の改定に伴い次の対応をお願い致します。

ご不明な点は下記にお問い合わせ下さい
（一財）電気通信端末機器審査協会
ＩＳＭＳ審査登録センター
業務担当
Tel.03-5786-4320

（様式5）　　IE03-18

一般財団法人電気通信端末機器審査協会　　年　月　日
ISMS審査登録センター　行

連絡担当者通知書

当組織におけるJATE ISMS審査登録センターとの連絡担当者および請求書送付先を下記の通りといたし

連絡担当者				
新規（変更）内容	登録組織			
	所属役職			
	氏名			
	住所	〒		
	TEL		E-Mail	
	FAX			

請求書送付先				
連絡担当者と同じ場合は、「同上」とご記入ください。				
新規（変更）内容	登録組織			
	所属役職			
	氏名			
	送付住所	〒		
	TEL		E-Mail	
	FAX			